

いわゆる「求人詐欺」撲滅を求める総会決議

実際の労働条件よりも良い労働条件であるかのように見せかけた求人情報を提供して求職者を集める、いわゆる「求人詐欺」が横行し、求人情報適正化の必要性が強く叫ばれている。

厚労省が公表した求職者からハローワーク等に申出・苦情等が寄せられた件数をみても、2014年は1万2252件、2015年も1万0937件と、年間1万件を超える水準で推移している。労働弁護団が開設する労働トラブルホットラインなどにも、賃金・労働時間など基本的な労働条件が違う、労働契約だとおもったら請負形態にされたなど、様々なタイプの求人詐欺の相談が寄せられている。

求人詐欺の被害は、顕在化し難いという特徴がある。求人詐欺被害を求職者が認識した頃には、新卒採用の就職活動時期が終了していたり、就労開始後の場合が多いため、他の就職先を探す困難さや早期離職により自らのキャリアに傷がつくことをなど恐れ、悪質な詐欺被害であってもこれを受け入れ働き続ける選択を強いられるケースも多い。また、求職者が退職を選択するケースでも、被害回復よりも就職活動に専心したい気持ちが強くなり、泣き寝入りするケースも多い。結果として、「詐欺求人」企業が野放しとなり、労働市場での不公正な競争が放置されているのが現状である。

求人情報適正化に向けた対策としては、既に2015年10月1日施行の若者雇用促進法の指針で、青少年の募集や採用に当たりいわゆる固定残業代を採用する場合の具体的な条件明示が定められるなど対策が取られているものの、これが徹底されているとは到底言い難い。

また、2016年6月3日、厚生労働省が設置した「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」が報告書を取りまとめ、「労働条件等明示等のルールについて、固定残業代の明示等指針の充実、虚偽の条件を職業紹介事業者等に対し呈示した求人者に係る罰則の整備など」などの対策が盛り込まれており、これをうけた労働政策審議会での議論にも注視が必要である。

当弁護団は、今後も野放し状態の悪質な求人詐欺撲滅を救済するため、個別事案の救済はもとより、速やかに実効性ある求人詐欺対策を取るよう求めて、今後も取組をすすめていく。

2016年11月12日 日本労働弁護団 第60回総会決議